

# 八王子市飲食店認証制度 申請の手引き

## 【認証制度とは】

市民が安心して利用できる飲食店の利用促進を図ることをめざし、市が感染症対策に必要な基準を定め、これに適合する飲食店を認証する制度です。

## 【認証店舗のメリット】

- ☆ 感染症対策が徹底され、安心して利用できるお店であることをアピールできます。
  - ☆ 認証の取得に向け、感染症対策を行うための備品の購入や設備工事などに係る経費に対し、補助金が交付されます。(※注)
  - ☆ 市が実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業の対象店舗になれます。(※注)  
※令和4年7月1日～7月31日及び令和4年12月1日～12月31日実施予定  
(申請受付期日) 令和4年7月1日～31日実施分 → 令和4年5月6日(金)(消印有効)  
令和4年12月1日～31日実施分 → 令和4年9月16日(金)(消印有効)  
※対象店舗登録には締切日があります。
- (※注)中小企業法第2条第1項第3号に規定する中小企業者・個人事業主のみが対象となります。

## 【対象店舗】

- ・市内で営む日本標準産業分類中分類76飲食店(小分類760と766を除く。)に規定する飲食店
- 〔対象となる施設〕
- ・飲食店 ・喫茶店
  - ・旅館やホテル内のレストラン、食堂、宴会場 など
- 〔対象外の施設〕
- ・店舗の代表者、責任者及び実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員その他の反社会的勢力に属する施設
  - ・宅配・テイクアウト専門・キッチンカー店など、その場所で飲食するための設備がない施設
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する施設

## 【申請方法】

以下の2つの方法で申請できます。

### ① ウェブサイトの応募フォームからの申請

<https://www.funfan-place.com/>



### ② 郵送による申請 ※4/25(月)から受け付けます。

(申請書はウェブサイトからダウンロードいただけます)

### 【申請書送付先】

〒192-0082

八王子市東町 2-12 京王八王子東町ビル4階

八王子市飲食店認証制度事務局

【問合せ先】0570- 007- 802 (午前9時～午後5時、土日祝日除く)

## 【申請から認証までの流れ】

① 専用ウェブサイトまたは郵送で申請



② 現地調査の日程調整



③ 調査員による現地確認



④ 認証決定・ステッカー等の発送

※東京都コロナ対策リーダー徹底点検済証の発行を受けた店舗は  
現地確認を省略します。申請時に都の青色ステッカーの写真を提出。



## 【よくある質問】

### 《制度について》

Q1-1 東京都の認証を受けているが、市にも申請する必要があるのか

A1-1

必ず申請する必要はありませんが、認証店舗になると7月及び12月に実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業の対象店舗となるなどメリットがありますので、より多くの飲食店に申請していただきたいと考えています。

なお、すでに東京都コロナ対策リーダー徹底点検済証の発行を受けた店舗は申請手続きのみで認証となります。(現地確認は省略します。)

### 《認証までの流れについて》

Q2-1 現地調査はいつ実施されますか

A2-1

申請いただくと、認証事務局から連絡がありますので、現地調査の日程を調整してください。

Q2-2 申請から認証までどのくらいの期間が必要ですか

A2-2

申請から認証を受ける(認証マークが送られてくる)までは、3~4週間を見込んでいます。申請が多い場合などはそれ以上に時間がかかることもありますのでご了承ください。

### 《チェック項目について》

Q3-1 入店時の署名は必ず書いてもらう必要があるか

A3-1

強制ではありませんが、万が一陽性者が判明した場合に、連絡するためにも、できる限り協力をお願いしてください。

Q3-2 署名の書式は決まっているのか

A3-2

書式例はホームページに掲載しています。

なお、取得した個人情報については、個人情報保護法に基づき、1ヶ月程度適切に保管し、その後シュレッダー等により処分してください。

Q3-3 「注意喚起」や「周知」はどのような方法で行えばよいですか

A3-3

口頭のほか、店内に注意事項が記載されたポスターやチラシの掲示する方法でも可能です。

Q3-4 テーブル間の配置や同一テーブルでの配置は、具体的にどのような対策をすればよいですか

A3-4

飛沫や接触感染のリスクを低減させるための対策です。間隔を空けていただくか、アクリル板等を設置していただくか、どちらかの対策を実施してください。

Q3-5 鍋料理や焼肉を提供する場合、アクリル板を置いたり、席の間隔を空けたりすることは難しいです。どのように対応すればよいですか

A3-5

飛沫や接触感染のリスクを低減させるために対策をお願いしているものです。料理を個々に提供する、従業員が取り分けるなど提供方法を工夫していただくことで、アクリル板等の設置や対人距離を確保していただきますようお願いします。

《その他》

Q4-1 認証を受けた施設で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか

A4-1

利用者や従業員に感染が確認された場合は、遅滞なく、市に報告してください。

【報告部署】八王子市産業振興部産業振興推進課 電話042-620-7252(直通)